

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1） 監査テーマ

県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

（2） 監査対象

- ・ 県教育委員会事務局
（総務課、管理課、学校人事課、高校教育課、特別支援教育課）
- ・ 県立学校
（高等学校及び高等特別支援学校）

（3） 監査の対象期間

原則として、令和 4 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

グローバル化による社会的、経済的諸課題、生産年齢人口の減少等、現代社会は複雑かつ予測困難な課題を抱えている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に「ニューノーマル」への転換を迫ることとなり、ここ数年で社会や経済のデジタル化が加速している。このような状況の下、成人年齢の 18 歳への引き下げもあり、若者一人一人が自らの責任を自覚し、社会を担うことがより一層求められており、特に、成人年齢に達する年齢を迎える高校教育の果たす役割がこれまで以上に大きくなっていると考えられる。

令和 2 年 3 月における本県の中学卒業者の高等学校等進学率は 99% であり、社会状況の変化の影響等もあり、高等学校では以前にも増して、多様な学習ニーズを持

つ生徒を受け入れている。

また、急激な中学卒業者の減少が見込まれる中で高校教育には、地域のニーズを捉えた特色ある学校づくりを推進するとともに、適正な学校規模と職員配置数を維持し、教育環境を整備していくことが急務となっている。

県ではこれまでに、平成14年2月に「高校教育改革基本方針」、平成23年3月に「高校教育改革推進計画」を策定しており、「高校教育の質的充実」や「学校・学科の特性を生かした学校づくり」を進め、「学校規模の適正化」、「学校・学科等の適正な配置」及び「男女共学の推進」等を図ってきている。

今後は、これまでの本県高校教育の特色や各学校の優れた取組を承継し、向上を図っていくことに加え、社会の急激な変化や生徒の多様化、中学校卒業者の減少がより一層進行している状況を踏まえた新たな取組が求められている。

このような状況を踏まえ、県政の最重要課題の一つである、群馬の未来を担う人づくりを着実に推進するため、県では平成31年3月に教育分野の最上位計画として「第3期群馬県教育振興計画」を策定するとともに令和3年3月に「第2期高校教育改革推進計画」を作成している。

成人へと繋がる世代となる高校教育に関する計画の進捗や課題等は県民にとっても関心が高い分野であることが予想されるとともに、昨年度（令和4年度）の包括外部監査のテーマである「子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」とも連続性のある内容である。

さらに、群馬県における令和4年度の一般会計当初予算818,706百万円のうち教育費（大学費は除く）が占める割合は156,300百万円（19.1%）、令和5年度においても一般会計当初予算819,700百万円のうち154,437百万円（18.8%）と大きな比率を占めており、財政への影響度は高いため県民の関心度は高いと考えられる。

以上を踏まえ、令和5年度は「県立学校を主とした教育施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとした。

4. 主な監査手続

- (1) 教育施策所管所属（県教育委員会事務局）から概況聴取
- (2) その他関係所属から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 県立学校等の現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和5年8月23日から令和6年3月26日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 児島 宏和

(2) 補助者

公認会計士 田中（北原） 陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 立見 嘉章

弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

8. その他

(1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。

「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これ

に対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。